



福島労働局 メールマガジン 令和6年2月1日発行

日頃より、労働行政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このメールマガジンでは、当局において前月に報道発表（ホームページ掲載分含む）した資料、労働局等が開催するセミナー等の日程、法改正の概要などの情報を中心にお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当局および厚生労働省のホームページのリンク先をご覧ください。



【福島労働局からのご案内】（令和6年1月30日定例報告会で発表しました。）

○ 令和6年1月分定例報告会資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_02055.html

雇用失業情勢(令和5年12月分及び令和5年分)

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001714948.pdf>

福島労働局からのお知らせ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001714950.pdf>

【報道発表】(1/4~1/31)

○ 令和6年1月発表資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00090.html

▶ 1/31

[令和5年度トラック（運送・整備）企業合同説明会 in 郡山を開催](#)

▶ 1/30

[令和5年12月分 最近の雇用失業情勢](#)

▶ 1/29

[イトーヨーカドー福島店・郡山店の閉店に伴う雇用対策本部を設置](#)

▶ 1/26

[福島県における「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）](#)

▶ 1/25

[「ユースエール認定企業 5年継続式典」を行います](#)

▶ 1/16

[厚生労働省労働基準局長から無災害記録証を授与されました](#)

▶ 1/12

[無災害記録第1種及び第2種樹立事業場に対する無災害記録証を交付しました](#)

▶ 1/12

[「くるみん認定」企業1社を認定～認定通知書交付式を開催します～](#)

【イベント情報】 随時更新中 (1/4～1/31)

○ 令和6年1月発表 NEW

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/news_topics/event.html

▶ 1/29

[【若者対象】いわき地区職場見学バスツアーを開催します \(若年者地域連携事業\)](#)

▶ 1/26

[【学生のみなさん】ふくしま就職ガイダンスを開催します！](#)

▶ 1/24

[【就職氷河期世代対象】職場実習・体験事業のご案内 \(更新\) ～ 2月から3月実施のいわき地区・福島地区の案内を掲載しました](#)

▶ 1/9

[令和5年度 第2回 「福祉の職場WEB説明会・合同就職説明会」が開催されます！](#)

○ 各ハローワーク等のイベント情報

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01878.html

▶ 県内の各ハローワークのイベント情報

ハローワーク福島	ハローワークいわき
ハローワーク会津若松	ハローワーク郡山
ハローワーク白河	ハローワーク須賀川
ハローワーク相双	ハローワーク二本松

▶ その他窓口のイベント情報

福島わかものハローワーク	福島新卒応援ハローワーク
郡山新卒応援ハローワーク	

【新着情報】 随時更新中 (1/4～1/31)

▶ 1/29

[「ハロートレーニングスケジュール令和5年度 冬号」を更新しました](#)

▶ 1/23

[2月19日\(月\)はビッグアイ・モルティの休館日のため、郡山新卒応援ハローワークの業務はハローワーク郡山で行います](#)

▶ 1/23

[【お知らせ】任期付任用職員を募集しています](#)

▶ 1/22

[2023年度社会人選考採用（係長級）の実施についてのお知らせ](#)

▶ 1/16

[東北 OPEN ゼミ開催のお知らせ（福島労働局業務説明会）](#)

▶ 1/15

[「ハローワーク郡山／かんたん求人検索」がリニューアルされました！！](#)

▶ 1/11

[2024 労働基準監督官採用試験について](#)

【フォトレポート】（1/4～1/31）

○ フォトレポート一覧

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_01629.html

▶ 1/22

[「第1種無災害記録証」の交付式を行いました](#)

▶ 1/17

[第1種及び第2種無災害記録証を交付しました](#)

▶ 1/15

[「くるみん認定」認定通知書交付式を開催しました](#)

【重要なお知らせ】

- パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる職場づくりを支援するため、当面の対応として支援強化パッケージに取り組みます。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html



- キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設されました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成します。また、支給申請の事務手続きも簡単になりました。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001181136.pdf>



○ キャリアアップ助成金「正社員化コース」を拡充しました！

キャリアアップ助成金（非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度）のうち「正社員化コース」について、2023年11月29日以降に正社員化した場合、助成金（1人当たり）の見直しや対象となる有期雇用労働者の要件緩和などの拡充が図られました。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001172971.pdf>



○ 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります！

労働条件明示のルールとは、使用者が、労働者と労働契約を締結するに当たって、労働者に対し明示しなければならない労働条件を定めたものです。

明示が必要な労働条件は、労働基準関係法令により「必ず明示が必要な事項」（例：労働契約の期間、就業の場所・従事する業務の内容など）と「定めをした場合に明示が必要な事項」（例：退職手当の決定・計算・支払方法、賞与、安全衛生など）が定められています。

2024年4月から、労働契約の締結のタイミングと有期労働契約の更新のタイミングにおいて、労働条件として明示すべき事項が新たに追加されることとなりました。

<改正内容（概要）>

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
<input type="checkbox"/> 全ての労働者	<input type="checkbox"/> 全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	<input type="checkbox"/> 就業場所・業務の変更の範囲
<input type="checkbox"/> 有期契約労働者	<input type="checkbox"/> 有期労働契約の締結時と更新時	<input type="checkbox"/> 更新上限（通算契約期間または更新回数上限）の有無と内容
	<input type="checkbox"/> 無期転換申込権が発生する契約の更新時	<input type="checkbox"/> 無期転換申込機会 <input type="checkbox"/> 無期転換後の労働条件

改正内容の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載のパンフレットやQ&Aをご覧ください。

パンフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156048.pdf>



□ Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156119.pdf>



また、今回の改正事項を反映した「モデル労働条件通知書」を厚生労働省ホームページ上に掲載しておりますので、ご活用ください。

□ モデル労働条件通知書

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156118.pdf>



○ 求人票に明示する労働条件が新に3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日以降、求人申込みを行う場合は求人票に以下の(1)～(3)の明示をお願いします。

(1) 従事すべき業務の変更の範囲(※)

(2) 就業場所の変更の範囲(※)

(3) 有期労働契約を更新する場合の基準(通算契約期間または更新回数の上限を含みます。)

(※)「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

詳しくは、こちらをご覧ください。

リーフレット

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/001695536.pdf>



厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html



○ 本年4月から、建設業、自動車運転者、医師などに時間外労働の上限規制が適用されます！

建設業、自動車運転者(トラック・バス・タクシードライバー)、医師の「働き方改革」を進めるため、本年4月から時間外労働の上限規制が適用となります。

厚生労働省では、先般、適用猶予業種の時間外労働の上限規制特設サイトを開設し、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」

を公開しました。

これまで、トラックドライバーやバス運転士、建設業で働く方の働き方改革を進めるにあたって、荷主や工事を発注する方々をはじめ、皆さまに知っていただきたいことを取り上げてきたところです。

今後も、特設サイトを通して、建設業、運輸業等の現状や、これらの産業での課題及びその解消、働き方改革の実現に向けて、皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

詳しくは、こちらをご覧ください

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



○ 「医師の働き方改革」に関する特設サイトを公開しています！

令和6年4月から医業に従事する医師の時間外労働に上限が設けられます。

厚生労働省では、令和6年4月から始まる医師の働き方改革関連制度などについての情報発信を目的に、令和5年12月から「医師の働き方改革」に関する特設サイトを公開しています。

医師の働き方改革を進めるためには、医療機関や医療従事者の方だけでなく、患者さんを含めて、関係者が一丸となって取り組んでいくことが大切となります。

特設サイトへアクセス・内容をご確認いただくとともに、医師の長時間労働改善に向けた取組に、関係者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>



○ 賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

中小企業庁から「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえた賃上げ促進税制に関する案内がありましたので、お知らせいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>



配信しました情報について、貴団体の機関誌、HPなどに掲載いただき、広く会員企業の皆様への周知にご活用いただきたく、よろしくお願いいたします。

